

京都市は

介護保険認定給付業務の集約委託
嘱託員130人の雇い止め問題

介護保険認定給付業務の



委託企業の募集中止を！

京都市は8月5日、多くの市民、介護事業者、労働者、団体の反対の声に耳を貸さず、介護認定・給付業務に係る委託先企業の募集を開始しました。

介護保険の認定給付業務の集約委託化、そしてそれに伴う嘱託員の雇い止めは、区役所で十分な対応ができなくなる、郵送による受付で時間がかかり非効率、緊急対応や個別対応が困難、市職員が業務に責任もてなくなる、市職員と委託業者が連携を取ろうとすれば「偽装請負」という違法状態になりかねない、等々見過ごすことができない大きな問題があります。

市民にとっても、介護事業者にとっても、非常に大きな影響が及ぶものであるにも関わらず、京都市は、有識者や第三者での議論をすることも、市民からの意見募集（パブコメ）も実施することもなく、それどころか、このようなことを検討しているということを市民に知らせることもなく、市役所内部の検討だけで、集約委託に向けて準備をすすめてきました。

市役所内部の検討にしても、6月に3回開催した「業務検討会」では、職員から異論や疑問の声が上がっていました。また、労働組合や市議会で追及された「市民サービスや業務水準を低下させない」という視点での議論はされないままでした。

私たち「市民の会」は、介護保険認定給付業務の委託企業の募集を即刻中止し、この計画を白紙に戻すことを強く求めます。

「雇い止めごめん！介護に責任をもて！市民の会」

2019年9月4日

事務局：京都市職労 京都市中京区堺町御池下る丸木材木町 670-1 吉岡御池ビル 4階

TEL075-222-1556 FAX075-222-1557 Mail:shisyokuro@kyoto-21.com

広島市では介護保険認定業務の民間委託を断念

広島市では、2019年度から介護保険認定業務の集約委託化を予定していましたが、委託先企業に必要な人員を確保しようとする、委託費用がかさむこととなり、集約委託化を断念しています。

東京地裁が 東京都足立区の 戸籍窓口業務の委託契約を 「労働者派遣法違反」と認定

3月1日、東京地裁が、足立区の戸籍窓口業務の民間委託について、委託先従業員が区職員に照会し、区職員が記述の補足や訂正などを指示していたことが「労働者派遣法違反」(＝「偽装請負」)になると認定しました。

内閣府作成の手引きでは「(委託の場合)民間事業者業者を通じて、間接的に労働者に指示することもできません。」とあります。

一連の流れの業務の一部を委託した場合、職員と委託先企業との連携が不可欠ですが、それは偽装請負となってしまいます。そういう業務は民間委託になじまないのです。

他都市では・・・ 民間委託で こんなことが

名古屋市では 審査会資料が大変なことに

2018年4月に認定業務を委託化。委託直後は、認定結果まで2～3か月かかっていた。それが市議会で問題にされると、事業者の体制が強化されて結果がでるまでの期間は短縮されましたが、介護保険のことを全く知らない人が資料の入力をするので、「手すりにつかまって」という「つかまる」が逮捕の「捕まる」で入力されていたり、「嚙下」という字が「えんか」ってなっていたり、ダブルチェックも一切なく、何の誤変換かわからないような補記が入ったものが審査会に出されるという状況が。

京都市は 立ち止まって 考え直すべき

福岡市でも 認定結果の遅れが

今年1月介護保険認定業務を集約し、4月に委託化した福岡市。6月の福岡市議会では、委託されてから、認定申請から結果がでるのに、それまでに比べて平均で10.8日多くかかっていることが明らかにされています。福岡市の保健福祉局長は、「今回の遅延発生については、委託化に伴い、事務処理方法を変更したこと、従事職員の習熟度不足などから事務が滞ったことなどが要因」と答弁しています。

「雇い止めごめん！介護に責任をもて！市民の会」

2019年9月4日

事務局：京都市職労 京都市中京区堺町御池下丸木材木町 670-1 吉岡御池ビル 4階
TEL075-222-1556 FAX075-222-1557 Mail:shisyokuro@kyoto-21.com